

失レタルトナム書面ヲ以テ其、旨ニ組合ニ申出ヘシ

第十二條 第八條第十條又ハ第十一條、申出トリ

タルトキハ組合員名簿ヲ相當訂正スハレ

第十三條 組合員尤、事由、ニ該當スルトキハ之ヲ除名スルコトナムヘシ

一組合員其他組合ニ對レテ支拂ベ  
金額甚多急リニ因以上、督促ヲ受ケルモ仍其、

義務務ヲ履行セガルトキ

二組合、業務ヲ妨ケル折旨アリタルトキ  
三犯罪其他不正、所屬ニ依リ組合、信  
用ヲ喪損シタルトキ

第十四條 除名ノ事由タルトキハ組合ハ之ヲ本人  
ニ通知レ組合員名簿ヨリ其、氏名ヲ  
抹消し、且除名、年月日ヲ記載スレシ

### 第三章 役員

第十五條 本組合ニ理事參名覽事或名ヲ署

第十六條 理事、社期ハ參箇年トシ覽事、

補缺選舉ニ依リ就仕シタル理事又ハ監  
事ハ前仕者、社期ヲ承認ス  
理事至及監事ハ任期満了後ト雖後仕者、  
就職不ル迄仍其職勢行フ元ト人